

平成27年度 墨田区学童クラブ利用のご案内

利用できる条件

保護者が仕事や病気などのため、昼間家庭において保護者の適切な保護及び育成を受けられない(※)児童のうち、次の1～3のいずれかに該当する児童が対象となります。

- 1 区内にある小学校の1年生から3年生までの児童
- 2 区外の小学校の1年生から3年生までに在籍し区内に住所のある児童
- 3 その他特に必要があると認める児童
(特に必要があると認める児童とは)
 - (1) 区内の特別支援学校に在籍している1年生から6年生までの児童
 - (2) 区外の特別支援学校に在籍し区内に住所のある1年生から6年生までの児童
 - (3) 区内にある小学校の4年生から6年生までの児童、または、区外の小学校の4年生から6年生までに在籍し区内に住所のある児童で、①～③のいずれかに該当する児童
 - ① 特別支援学級に在籍している児童
 - ② 身体障害者手帳または愛の手帳を保持する児童
 - ③ 学童クラブに通う必要があることを証明できる児童
 (③は、児童相談所等からの意見書、専門機関からの証明書等が必要です。)

※保護者が平日(週1日以上)の午後1時から午後6時までの間で就労等を行っていることが条件となります。

利用申請は年度ごとに必要です。継続して利用する場合も、改めて申請することとなります。

利用期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日までです。

申請書等配布及び受付期間

平成26年12月4日(木)から平成27年1月13日(火)

※最終日は午後7時まで

※年末年始(12月29日から1月3日)・日曜・祝日は除く。

※各館休館日(各館へ問い合わせ)は除く。

- (1)申請受付期間中[12月4日から1月13日まで]に、関係書類を整えて申請し、面接が必要な方(新規利用の方)は面接を受けてください。
- (2)1月14日以降も随時受付しますが、この場合は平成27年4月1日からの利用ができないことがあります。



申請書等配布及び受付場所

利用を希望する学童クラブの担当児童館等(別添「学童クラブ設置場所及び申請場所」参照)

- (1)分室を希望される場合も、配布及び申請受付は担当児童館で行います。
- (2)学童クラブに在籍している場合は、各学童クラブから配布される場合がありますので、ご確認ください。
- (3)新規利用の方は、面接がありますので、申請書等配布の際に面接日の調整をします。

書類に不備がある場合は、受付できませんので、お早めに申請書等をご準備ください。

育成日及び育成時間

- (1) 育成日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始（12月29日から1月3日）を除く）
- (2) 育成時間：授業日は授業終了後から午後6時まで
学校休業日は午前8時半から午後6時まで

延長育成及び土曜育成について

- (1) 一部の学童クラブでは、早朝延長（午前8時から）、夜間延長（午後7時まで）及び土曜育成を実施します。（別途料金がかかります。）※夜間延長を利用する場合は、保護者のお迎えが必要です。
- (2) 利用については、保護者が通勤時間を含む就労等で、早朝延長は午前8時30分より前、夜間延長は午後6時を超えて、また、土曜育成は土曜日に児童の育成ができないことの証明が必要です。
- (3) 新たに利用する場合は、利用する前日までにその申請がないと、利用できません。（書類に不備がある場合は、受付できませんので、お早めに申請してください。）
- (4) 取りやめをする場合は、取りやめをする月の前月末までにその申請がないと、取りやめできません。（期日を過ぎると、1か月分の延長・土曜育成料がかかります。）
- (5) 実施している学童クラブについては、別添「学童クラブ設置場所及び申請場所」を参照してください。

費用(育成料)

育成日	通常育成時間	育成料（月額）	延長育成時間	延長育成料（月額）
月曜日から 金曜日まで	授業終了後～午後6時 ＊学校休業日は 午前8時半～午後6時	通常育成料		500円
		4,500円	早朝 午前8時～午前8時半	減額後の金額 (250円)
		減額後の金額 (2,250円)	夜間 午後6時～午後7時	1,000円
				減額後の金額 (500円)
土曜日	授業終了後～午後7時 ＊学校休業日は 午前8時～午後7時	土曜育成料		
		1,500円 減額後の金額 (750円)		

- (1) 育成料が免除（0円）・減額（半額）になる制度があります。表の（ ）内の金額は減額後の育成料です。詳細は、別添「学童クラブ育成料の減額・免除制度のお知らせ」をご覧ください。
- (2) 支払い方法は、口座振替となります。
- (3) 承認後、利用辞退または延長育成・土曜育成の取りやめ申請等がない場合は、実際のご利用がなくても育成料がかかります。
- (4) 月の途中で、利用開始や利用辞退をした場合も、1か月分の育成料がかかります。

決定通知

利用の可否は書類選考のうえ決定し、平成27年2月下旬に申請者（保護者）に通知書を郵送します。

前年度以前の学童クラブ利用者で、育成料の未納がある方（特に3か月以上の滞納がある場合）は、学童クラブの利用優先順位が下がりますので、申請時までには納付してください。納付が難しい場合は、下記問い合わせ先にご相談ください。

その他

- (1) 定員を超過する場合等には、希望する学童クラブを利用できないことがあります。
- (2) 墨田区学童クラブ条例及び同施行規則に基づき、指数（点数）及び利用の可否を決定します。
- (3) 同じ学童クラブを第一希望としている方と第二希望としている方がいる場合、指数に関係なく、第一希望としている方が優先されます。
- (4) 育成料に未納がある場合、申し出により児童手当等から天引き（徴収）することが可能です。
- (5) 児童の心身に障害がある場合などは、申込場所でご相談ください。
- (6) 育成を行ううえで必要な場合は、保護者の了承を得て、在籍していた保育園等に在籍時の状況を確認する場合があります。
- (7) 申請内容の変更は、利用承認（または不承認）通知書が到着するまで行うことはできません。
- (8) 待機となった場合は、定員が空き次第、その時点において指数（点数）の高い方から順番にお声かけいたします。

（問い合わせ先）

墨田区福祉保健部子ども・子育て支援担当子ども課児童係
電話 03-5608-6195（直通） FAX 03-5608-6404
（平日の午前8時30分から午後5時まで）

学童クラブって、どんなところ？

学童クラブでは、子どもたちが、専門の指導員のもとで基本的な生活習慣を身に付けたり、異なる学年の仲間との遊びを通じて豊かな心や社会性を育んだりしながら、楽しく過ごすところです。

みんなで遊んだり、おやつを食べたり、宿題をしたりと、学童クラブは子どもたちにとって楽しい生活の場です。

育成内容（例）

健全な遊びを主として、必要に応じ生活及び学習支援をします。

内 容		
余暇について	生活について	学習について
・児童の放課後の開放感と活動性を尊重し、個別的、又は集団的な活動の支援をします。	・児童が将来、健全な社会生活を営むうえで必要な基本的な生活習慣を習得できるよう支援をします。	・学校の教科を直接指導する立場ではなく、児童の学習意欲を助長し、自主的に学習する習慣が身につくように支援します。
・遊具による遊び、集団遊び、うた、運動など。	・自分の持ち物は自分で整理整頓する。 ・使った物はきちんと後始末をする。 ・約束やあいさつができるようにする。 ・誰とでも遊ぶ。 ・みんなで使う物は大切にする。	・家庭における宿題を自主的に行うことができるよう、環境を整えます。

学童クラブの1日(例)

時 間	項 目	児 童 の 活 動 内 容 (例)
下 校 時 2:00 3:00 4:00 4:45 5:00 ～ 6:00	登 室	・「ただいま」と、元気よくあいさつをする。 ・「連絡帳」を提出する。 ・持ち物を、きめられた所へ整理する。
	自由遊び	・学習の時間 ・自由遊び ・集団遊び
	おやつ	・手を洗う、準備、おやつ、話し合いや約束事項の確認
	自由遊び	・自由遊び ・集団遊び ・後片付け
	帰 宅	・帰宅準備(忘れ物のないように) ・「さよなら」のあいさつ(寄り道をしないように)

年間計画(例)

時 期	4月	～	10月	～	3月
主 な 行 事	こどもの日 誕生会		おたのしみ会 誕生会		お別れ会 誕生会
そ の 他	保護者会 夏休み一日育成		保護者会 冬休み一日育成		保護者会 利用申請受付 (利用説明会) 春休み一日育成

※各学童クラブによって、日常育成、行事内容等が異なる場合があります。

学童クラブ在籍中のお願い

- ① 欠席・早退の場合には、必ず学童クラブに連絡してください。
- ② 学童クラブの利用及び辞退については、在籍小学校へ必ず連絡してください。
- ③ 勤務先・就労状況等に変更があった場合には、速やかに変更届を提出してください。
- ④ 帰宅経路は、必ずお子さんと確認をしておいてください。
- ⑤ 学校給食のない日は、必ずお弁当と水筒を持たせてください。
- ⑥ 持ち物には必ず名前をつけてください。
- ⑦ お金やゲーム等の必要ないものは持たせないでください。
- ⑧ 学童クラブの利用を辞退する場合には、事前に辞退届を提出してください。
- ⑨ 著しく出席日数の少ない場合には、利用を辞退していただくことがあります。

学童クラブ設置場所及び申請場所

学童クラブ名	早朝・夜間延長、 土曜育成の有無	定員	所在地	申請場所	電話	FAX
墨田児童会館学童クラブ	○	70名	墨田2-30-15	墨田児童会館	3614-7141	3614-7095
墨田児童会館第二学童クラブ	—	30名				
墨田児童会館学童クラブ 二寺分室	○	60名	東向島4-30-2 第二寺島小学校内			
墨田児童会館学童クラブ 隅田分室	○	60名	墨田4-6-5 隅田小学校内			
墨田児童会館学童クラブ 梅若分室	—	40名	墨田2-25-1 梅若小学校内			
八広児童館学童クラブ	○	40名	八広2-38-14	八広児童館	3611-2227	3611-2374
八広児童館学童クラブ 三吾分室	—	40名	八広2-36-3 第三吾嬬小学校内			
江東橋児童館学童クラブ	○	40名	江東橋1-15-4	江東橋児童館	3634-8883	3634-8878
江東橋児童館学童クラブ 菊川分室	—	60名	立川4-12-15 菊川小学校内			
東向島児童館学童クラブ	○	60名	東向島6-6-12	東向島児童館	3611-2500	3611-2695
東向島児童館学童クラブ 一寺分室	○	40名	東向島1-16-2 第一寺島小学校内			
東向島児童館学童クラブ 三寺分室	—	40名	東向島6-8-1 第三寺島小学校内			
立花児童館学童クラブ	○	40名	立花1-27-9	立花児童館	3619-5781	3619-5783
立花児童館学童クラブ 分室	—	40名	立花1-28-3-105 立花一丁目団地内			
立花児童館学童クラブ 第二分室	—	60名	立花1-23-2-206 サンタウン立花内			
立川児童館学童クラブ	○	60名	立川1-5-2	立川児童館	3633-2874	3633-8207
立川児童館学童クラブ 中和分室	○	25名	菊川1-18-10 中和小学校内			
立川児童館学童クラブ 中和第二分室	○	35名				
※立川児童館学童クラブ中和第二分室は、立川児童館学童クラブ中和分室に隣接する教室を整備し、平成27年4月より開設いたします。 中和分室と中和第二分室は連携して育成を行いますので、申請書は「立川児童館学童クラブ中和分室」とご記入ください。						

【 ○印の学童クラブで早朝・夜間延長、土曜育成を実施しています。 】

(裏面につづく)

学童クラブ名	早朝・夜間延長、土曜育成の有無	定員	所在地	申請場所	電話	FAX
文花児童館学童クラブ	○	50名	文花1-32-11	文花児童館	3619-5753	3619-5634
文花児童館第二学童クラブ	—	30名				
文花児童館学童クラブ 押上分室	—	40名	押上3-46-17 押上小学校内			
文花児童館学童クラブ 四吾分室	○	40名	京島3-64-9 第四吾孺小学校内			
※文花児童館学童クラブ四吾分室は、第四吾孺小学校内に平成27年4月より開設いたします。						
中川児童館学童クラブ	○	60名	立花5-18-9	中川児童館	3619-7188	3619-7805
外手児童館学童クラブ	○	60名	本所2-6-9	外手児童館	3621-4531	3621-4524
外手児童館第二学童クラブ	—	30名				
外手児童館学童クラブ 分室	—	60名	亀沢2-24-12			
外手児童館学童クラブ 業平分室	○	40名	業平2-4-8 業平小学校内			
八広はなみずき児童館 学童クラブ	○	70名	八広4-27-8	八広はなみずき児童館	3617-7060	3617-6876
八広はなみずき児童館 第二学童クラブ	—	40名				
さくら橋コミュニティセンター 学童クラブ	○	40名	向島2-3-8	さくら橋コミュニティセンター	3623-2181	3623-2182
さくら橋コミュニティセンター 学童クラブ言問分室	—	40名	向島5-40-14 言問小学校内			
東駒形コミュニティ会館 学童クラブ	—	60名	東駒形4-14-1	東駒形コミュニティ会館	3623-1143	3624-6394
※東駒形コミュニティ会館学童クラブは、東駒形コミュニティ会館の大規模改修工事期間中(概ね8か月間)、移転して育成を行います。移転先等につきましては、別途お知らせいたします。						
梅若橋コミュニティ会館 学童クラブ	—	40名	堤通2-9-1	梅若橋コミュニティ会館	3616-1103	3616-6605
横川コミュニティ会館 学童クラブ	○	60名	横川5-9-1	横川コミュニティ会館	5608-4500	5608-4501
※横川コミュニティ会館学童クラブは、平成27年4月より延長育成及び土曜育成を開始いたします。						
横川コミュニティ会館 第二学童クラブ	—	60名	横川5-9-1			

【 ○印の学童クラブで早朝・夜間延長、土曜育成を実施しています。 】

学童クラブの利用申請に必要な書類について

申請書			
1	学童クラブ利用申請書		◎
2	学童クラブ早朝・夜間延長及び土曜育成利用申出書 ※延長・土曜育成を利用する場合		◇
保護者の状況が分かる書類〔保護者の状況に応じ、提出してください。〕			
3	就労 (就労内定)	在職証明書（外勤用）	○
4		就労状況申告書（自営・内職用） ※保護者本人、配偶者または親族が代表者である場合	○
5	就労以外	自己申告書	○
自己申告書添付書類（該当するものを必ず1つは添付してください） ※複数の書類または以下の書類以外に添付が必要な場合もあります。			
	就学	・在学証明書（在学期間の記載があるもの） ・入学許可証の写し（在学期間の記載があるもの）	△
	技能 習得	・在学証明書（在学期間の記載があるもの） ・入学許可証の写し（在学期間の記載があるもの）	△
	出産	・母子手帳の写し（分娩予定日の記載があるページ）	△
	疾病 (入院)	・入院証明書の写し（入院期間の記載があるもの） ※提出時に原本確認を行うため、入院証明書原本を持参してください。 ・診断書の写し（入院期間の記載があるもの） ※提出時に原本確認を行うため、診断書原本を持参してください。	△
	疾病 (居宅内)	・診断書の写し（療養期間の記載があり、児童の育成が困難であることがわかるもの） ※提出時に原本確認を行うため、診断書原本を持参してください。	△
	心身 障害	・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳の写し ・手帳申請中の場合は申請関係書類の写し ・診断書の写し（療養期間の記載があり、児童の育成が困難であることがわかるもの） ※提出時に原本確認を行うため、診断書原本を持参してください。	△
	介護	・介護保険被保険者証の写し ・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳の写し ・診断書の写し（介護の必要性が分かるもの） ※提出時に原本確認を行うため、診断書原本を持参してください。	△
その他			
6	学童クラブまでの経路略図		◎
7	申請にあたり特に同意いただく事項（同意書）		◎
その他（該当する場合）			
8	転居	住宅賃貸契約書の写し、売買契約書の写しまたは申立書等	◇
9	ひとり親	ひとり親であることが証明できる書類 (児童扶養手当受給証、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証の写し、児童育成手当認定通知書の写し、児童育成手当受給証明書の写し、戸籍謄本の写し、離婚届受理証明書等)	◇
10	離婚調停中 離婚協議中	離婚調停中または協議中であることが証明できる書類 (家庭裁判所の調停期日通知書、弁護士による証明等)	◇

※兄弟姉妹で同時に申請する場合、1～2を除いて、弟妹は兄姉のコピーの提出で構いません。

(6～7をコピーで提出する場合は、同時に申請する兄弟姉妹を連名で記入してください。)

※修正する場合は、訂正印が必要です。(消える筆記具、修正液及び修正テープ等は使用しないでください。)

※受付期間終了後は、利用承認（または不承認）通知が届くまで、申請内容を変更できません。

※上記の書類は、平成26年12月4日(木)から、利用を希望する学童クラブの担当児童館等で配布します。

・分室を希望される場合も、配布及び申請受付は担当児童館で行います。

・学童クラブに在籍している場合は、各学童クラブから配布される場合がありますので、ご確認ください。

※記号の説明

◎児童1人につき1枚提出 ○父母ともに1枚ずつ提出 △就労以外の場合に提出 ◇該当する場合に提出